

第146回愛媛県都市計画審議会開催について

標記審議会を、下記のとおり開催（全部公開）します。

記

1. 開催日時

令和3年11月9日(火) 10:00～12:00

2. 開催場所

県議会 議事堂 4階 農林水産・建設委員会室

3. 審議議案

第921号議案 愛南都市計画道路の決定(愛媛県決定)〔愛南町〕

四国横断自動車道「宿毛～内海」の愛媛県側区間である「一本松内海線」及び城辺IC(仮称)と主要地方道宇和島城辺線を接続する「城辺インター連絡線」の都市計画決定について審議します。

第922号議案 愛南都市計画公園の変更(愛媛県決定)〔愛南町〕

都市計画道路の区域と重複する第7号南予レクリエーション都市公園(松軒山公園)の区域の変更(一部廃止)について審議します。

第923号議案 新居浜都市計画ごみ処理場の変更(愛媛県決定)〔新居浜市〕

愛媛県廃棄物処理センター東予地区廃棄物処理施設の廃止について審議します。

4. 傍聴

(1) 一般傍聴の定員 10人

(2) 傍聴の申込方法等

①傍聴を希望される方は、11月5日(金曜日)午後5時までに、電話又はFAXにより、傍聴を希望する会議の名称(第146回愛媛県都市計画審議会)並びに氏名、住所及び連絡先の電話又はFAXの番号を審議会の事務局(都市計画課都市計画グループ)へ連絡して下さい。(1回の申込につき1名のみ可)

②傍聴の申込受付は、先着順で行い、定員になり次第終了します。

③傍聴することができる方には、11月8日(月曜日)午後5時15分までに、審議会の事務局から電話又はFAXによりその旨を連絡します。

(3) 会議は、開会から閉会まですべて傍聴できます。(全部公開)

(4) 新型コロナウイルス感染症予防のため、体調不良の方は傍聴を御遠慮ください。また、傍聴される方は、マスクの着用をお願いします。

問合せ先及び傍聴申込み先(愛媛県都市計画審議会事務局)
愛媛県 土木部 道路都市局 都市計画課
都市計画グループ 小野、高橋
〒790-8570 愛媛県松山市一番町4丁目4-2
電話 089-912-2738 FAX 089-912-2734

